

# 管理委託契約約款

## 第1条 (目的)

この約款は、言語の著作物、美術の著作物、図形の著作物、写真の著作物及び編集著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、委託者が一般社団法人出版者著作権管理機構（以下「受託者」という）に利用の許諾の代理をさせる管理委託契約の内容を定めることを目的とする。

## 第2条 (定義)

- 1 この約款において委託著作物とは以下のうち委託者が指定した著作物をいうものとする。
  - ① 委託者が複製権、譲渡権及び公衆送信権を有する著作物。
  - ② 委託者が著作権者から複製権、譲渡権及び公衆送信権の管理を委託された著作物。
- 2 この約款において出版物とは委託著作物が掲載された紙媒体あるいは電子媒体による書籍、定期刊行物をいう。
- 3 この約款において複写利用等とは下記のいずれかに該当するものとする。ただし、複写利用等には、いかなる電子的あるいは電磁的、光学的記録媒体への複製、コンピュータシステムへの複製、あるいはコンピュータネットワークへのアップロード等は含まれない。
  - ① 複写機器及び写真機器（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、リーダープリンター等を含む）による紙媒体への複製（当該複製によって生じた複製物からの複製を含む）。
  - ② 本項第1号の複製によって作成された複製物の公衆への譲渡。
  - ③ 出版物の版面またはその複製物の版面イメージのみを送信することができるファクシミリ（ファクシミリの機能を有する機器を含む）による公衆送信、及び送信先の受信装置での紙媒体への複製。
  - ④ 電子的あるいは電磁的、光学的記録媒体（CD-ROM、FD、MO、DVD 及び HD 等を含み、かつ、それらに限定されない）に記録された著作物の紙媒体への複製。
  - ⑤ 本項第4号の複製によって作成された複製物の公衆への譲渡。
- 4 この約款において1ページとは、紙媒体の出版物においてはその複写利用等の対象となる出版物の版面としての1ページを表わすもの（紙媒体へプリントアウトされた物1枚を1ページとすることではない）とし、電子的、電磁的あるいは光学的記録媒体の出版物においては紙媒体へプリントアウトされた物1枚を1ページとする。いずれの場合も出版物の版型または紙媒体へプリントアウトされたもののサイズは無関係とする。
- 5 この約款において1論文とは、雑誌、定期刊行物等に掲載された著作物単位をもって1論文とする。
- 6 この約款において製薬会社等とは医薬品若しくは医療機器の製造販売業者などの薬事法の適用を受ける事業者をいう。
- 7 この約款において医薬関係者とは薬事法第77条の3に規定される医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者をいう。
- 8 この約款においてMR（Medical Representative）とは製薬会社等が医薬関係者に対して医薬品に関する情報提供と収集を行う医薬情報担当者をいう。
- 9 この約款において医薬関係者情報とは薬事法第77条の3に規定される医薬関係者への情報をいい、その利用目的によって以下のA、B、Cの3段階に分類される。

いずれも利用者のプロモーションツール（宣伝販売促進用資料）としての利用は含まない。

A：医薬品の使用中または使用後における(1)副作用関連、(2)用法・用量に対する疑問、(3)効果、(4)医療過誤等、に関する情報

B：医薬品の使用前における(1)副作用関連、(2)用法・用量の確認、(3)効果予測、(4)相互作用等、に関する情報

C：医薬品の使用前・中・後における(1)添付文書データの根拠、(2)パンフレット記載データの根拠、(3)その他製品関連、に関する情報

10 この約款において特定医薬関係者情報とは医薬関係者情報のうち、(a) 医薬関係者が患者の治療に実際に関与し、(b) その医薬関係者がその患者に医薬品を投与しているか、または投与する予定があり、(c) その医薬関係者がその医薬品の薬効と安全性の情報を当該医薬品の製造販売業者に対して求め、(d) その医薬品製造販売業者が当該医薬品またはその成分について直接の記述が掲載されている著作物の情報をその医薬関係者に提供する、の全てに該当する場合における医薬関係者情報のAまたはB段階に該当する情報をいう。

11 この約款において許諾区分とは、以下の許諾方式をいう。

① 年間包括許諾方式

利用者は出版物を特定せずに複写利用等を行うことに対する一年単位の許諾契約を事前に受託者と締結し、利用者の属する業種ごとの従業員一人あたりの年間使用料単価（複写が専ら複写使用者によって行われ、当該業種における利用者から複写使用者を対象として年間の使用料を算定したい旨の申し出があった場合には複写使用者一人あたりの年間使用料単価、以下同じ）に従業員数（複写が専ら複写使用者によって行われ、当該業種における利用者から複写使用者を対象として年間の使用料を算定したい旨の申し出があった場合には複写使用者数、以下同じ）を乗じた年間使用料を支払う。業種ごとの従業員一人あたりの年間使用料単価は以下の方法で計算する。

(ア) 利用者ごとに複写実態調査（使用料の委託者への分配と業種ごとの従業員一人あたりの年間使用料単価設定あるいは変更を目的として利用者に義務付けるもの。個々の利用者に対する複写利用実態調査は最大限2年に一度とし、利用者の属する業種における平均的な調査頻度を上回らないものとする。）を行い、その結果から得られた出版物ごとの複写ページ数を利用者が属する業種別に集計し、その合計複写ページ数に出版物の種類ごとの1ページあたり使用料の額を乗じてその積を合計する。

(イ) 前号の積を当該複写実態調査の対象となった利用者の従業員数合計で除し、その金額に従業員一人あたりの当該複写実態調査期間における使用料とする。更に、その使用料の額を当該複写実態調査の期間に応じて一年間の金額に換算し、従業員一人あたりの年間使用料単価とする。

年間使用料は利用者による実際の複写利用量にかかわらず一定とする。

年間使用料単価を業種ごとに設定することが困難である場合、あるいは不相当である場合は、受託者は本項の規定に準じて利用者ごとにその年間使用料単価を利用者と協議のうえ設定することもできる。

本条第3項①ならびに④に該当する複写利用等のみに適用する。

② 年間報告許諾方式

利用者は事前に受託者と一年単位の許諾契約を締結し、1ヶ月または3ヶ月ごとに複写利用等を行ったすべての出版物の名称、範囲（ページ数あるいは論文数）および部数についての報告書を提出し、委託者が定める1ページあるいは1論文あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。本条第3項の全ての複写利用等に適用する。

③ 個別許諾方式

利用者は複写の都度、複写利用等を行う出版物の名称、範囲（ページ数あるいは論文数）および部数を受託者に申請して許諾を得、委託者が定める1ページあるいは1論文あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。本条第3項の全ての複写利用等に適用する。

④ 年間医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式

製薬会社等の利用者が医薬関係者情報を医薬関係者へ譲渡またはファクシミリ送信する（いずれも非反復小部数の複写利用等に限定される）場合について、当分の間、本項②③の方式に加えて利用者の選択により、事前に受託者と一年単位の許諾契約を締結し、年間使用料を算定、事前に支払うことができる。年間使用料は、1ページあたり使用料の額に本項①に記載と同様の複写実態調査の結果算定される利用者のMR一人あたりの年間複写利用ページ数と利用者のMR数を乗じ、更に利用者のMR一人あたりの年間複写利用ページ数に対する本方式に該当する複写ページの割合を乗じることにより算定する。年間使用料は利用者による実際の複写利用量にかかわらず一定とする。

本条第3項①、②、③、④、⑤の複写利用等に適用する。

なお、受託者と本項②あるいは③に基づく許諾契約を締結している製薬会社等以外の第三者が製薬会社等の求めに応じて医薬関係者情報を複製し、当該製薬会社等が医薬関係者へ再譲渡または再ファクシミリ送信するために当該製薬会社等に譲渡またはファクシミリ送信するものについて、当該製薬会社等がその使用料を支払うことを申し出、受託者がこれを認めるときは、当該製薬会社等は本号に定める方式により、その使用料を支払うことができる。この場合、当該第三者の当該複製にかかる使用料支払義務は免除される。

⑤ 年間特定医薬関係者情報提供目的暫定許諾方式

特定医薬関係者情報を医薬関係者へ譲渡またはファクシミリ送信する（いずれも非反復小部数の複写利用等に限定される）場合については、本項④と同様の方式によって年間使用料を算定、事前に支払うことができる。但し、この場合、1ページあたり使用料の額は本方式に適用される額とし、製薬会社等以外の第三者が複製したものについて製薬会社等がその使用料を支払うことはできない。

### 第3条（受託の範囲）

- 1 委託者は、委託著作物の著作権に係る複写利用等で前条第11項に規定する許諾区分に関する管理（利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、使用料の收受及び分配その他これに附帯する業務）を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする（以下「本件委託」という）。但し、前条第11項②③に規定する許諾区分については、使用料規程に定める額にかかわらず、委託者が使用料を定めるものとする。
- 2 委託者は、本件委託に際し、出版物の名称と許諾条件（許諾区分のうち前条第11項①の場合にあつては年間包括許諾方式適用の可否、複写ページ数の限度ならびに複写部数の限度）を指定しなければならない。なお前条第11項②③の場合にあつては、更にその1ページあるいは1論文あたりの使用料を指定しなければならない。

### 第4条（契約期間）

管理委託契約の契約期間は、管理委託契約の締結の日から1年とする。ただし、契約期間満了の3ヶ月前までに、受託者または委託者のいずれかから本契約を更新しない旨の意思表示が書面によってなされない限り、本契約は自動的に同一条件で1年間更

新されるものとする。

第5条 (使用料の徴収方法)

受託者は、受託者が別途定める使用料規程に基づき、利用者から使用料を徴収するものとする。

第6条 (受益者の指定)

この約款における受益者は委託者とする。ただし、委託者は、受託者の同意を得て、第三者を受益者に指定しまたは指定した受益者を変更することができる。

第7条 (使用料の分配及び方法)

1 受託者は、受託者が収受した使用料を、毎年9月及び3月の各末日締めにて計算の上、当該締め日より60日以内に委託者に分配するものとする。

2 使用料の分配は以下のとおりとする。

(1) 出版物の名称、範囲及び複写利用等部数を特定しないで行う複写利用等(第2条第11項①④⑤)に係る使用料

本項によって受託者が収受した使用料の総額から受託者の手数料を差し引いた額を委託者への分配額総額とし、その10%を、以下の①の方法によって、残り90%を以下の②の方法によってそれぞれ配分する。

① 委託者の委託点数について、定期刊行物は年間の刊行回数1回を1点、書籍は1タイトルを1点とし、その合計点数を各委託者の持ち点とする。その持ち点数について、上位25%の委託者を第1グループ、次の25%を第2グループ、次の25%を第3グループ、最後の25%を第4グループとし、それぞれのグループ内の委託者へは均等に、かつ第1グループは第4グループの4倍、第2グループは3倍、第3グループは2倍となる金額を各委託者に配分する。

② 複写利用等実態調査の結果、利用された出版物ごとの使用料の額(受託者が定める出版物の種類ごとの1ページあたり使用料額×利用された複写ページ数)を求め、その使用料額を委託者ごとに合計する。その合計額の過去5年分の複写実態調査にかかるものについて、当年度は100%、1年前は80%、2年前は60%、3年前は40%、4年前は20%をそれぞれの係数として、それぞれの調査年における各委託者の合計額に乗じて、5年分を合計したものを各委託者の使用料総額とする。その使用料総額を全委託者について合計し、その「合計」に対する「各委託者の使用料総額」の比率に応じて比例配分する。5年分の複写利用実態調査が存在しない場合は、存在する年度分についてのみ計算し算入するものとする。

(2) 出版物の名称、範囲及び複写利用等部数を特定して行う複写利用等(第2条第11項②③)に係る使用料

本項によって受託者が収受した使用料から受託者の手数料を差し引いた額を委託者に分配する。

第8条 (受託者の手数料)

委託者が受託者に支払う手数料は、受託者が収受した使用料の30%以内で受託者が定める割合とする。

第9条 (受託者の手数料の控除)

受託者は、受託者が収受した使用料を分配する際に、第8条で定めた手数料を控除するものとする。

#### 第10条（権利の保証）

- 1 委託者は、受託者に対して、本件委託の対象となる複製利用等に係る権利を適法に取得していることを保証する。
- 2 受託者は、前項の保証に関し必要があるときは、委託者にその資料の提出を求めることができる。この場合において、委託者は速やかにこれを提出しなければならない。
- 3 本件委託の対象となる権利について、委託者と著作権者等との間で、複製権等の帰属につき紛争が生じた場合、あるいは本約款に基づく受託者と利用者間の複製利用契約の運用において問題が生じた場合には（以下「本件紛争」という）、委託者は、自らの費用負担と責任をもってこれを解決し、受託者にはいかなる出捐もさせないものとする。
- 4 受託者は、委託者の同意を得て、自ら本件紛争を解決することができるものとし、その場合には、委託者に対し、その一切の損害及び費用（弁護士費用を含む）を請求することができるものとする。但し、委託者との協議により、その損害及び費用負担の割合を委託者及び受託者との間で分担することを妨げない。
- 5 受託者が、本件紛争により損害を蒙った場合は、委託者はその一切の損害及び費用（弁護士費用を含む）を賠償するものとする。但し、協議により、その損害及び費用負担の割合を委託者及び受託者との間で分担することを妨げない。

#### 第11条（機密保持）

委託者及び受託者は、本件委託に関連して知り得た相手方及び委託者に対して複製利用等に係る権利の管理を委託した著作権者に関する一切の機密情報（本契約時既に公知の事項、委託者及び受託者以外の第三者によって公知とされた事項、法令等により開示が義務付けられた事項を除く）についてはその機密を保持するものとし、開示、漏洩してはならない。

#### 第12条（約款及び管理委託契約の変更の方法）

- 1 受託者は、この約款を変更した場合は、遅滞なく受託者の事務所に掲示し、インターネットによる公開の方法により変更された約款を公示するとともに、委託者に個別に通知しなければならない。
- 2 この約款の変更の内容に異議のある委託者は、通知の到達した日から1ヶ月以内に限り、書面による申出により、管理委託契約を解約することができる。
- 3 約款変更の公示があった日から2ヶ月を経過しても委託者から解約の申出がないときは、約款及び管理委託契約の変更について委託者は承諾したものとみなす。

#### 第13条（権利譲渡の禁止）

委託者及び受託者は、相手方の同意なき限り、管理委託契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第14条（再委託）

受託者が、本件委託に基づく権利及び義務を第三者に再委託する場合は、委託者に対し、事前に通知するものとする。

#### 第15条（管理委託契約の承継の方法）

- 1 相続または営業譲渡、合併若しくは分割により委託者の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。
- 2 委託者の地位を承継した者は、すみやかにその旨を受託者に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数存在するときは、その代表者が届け出るも

のとする。

#### 第16条 (管理委託契約の解除の方法)

1 委託者及び受託者は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知、催告なしに管理委託契約を解除することができる。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立てたとき。
- ② 手形または小切手の不渡処分を受けたとき。
- ③ 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行もしくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ④ 解散、合併、減資もしくは営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議を行ったとき。
- ⑤ 上の各号の一に該当するおそれがあると当事者が判断すべき相当な事情があるとき。

2 委託者及び受託者は、相手方が管理委託契約のいずれかの条項に違反した場合には、違反した相手方に対し、相当期間を設けて、その是正を書面により催告するものとし、その期間が経過してもなお違反状態が是正されないときは、当然に管理委託契約の効力は失われるものとする。

#### 第17条 (委託者の事情に応じて管理委託契約の内容に違いを設ける場合の方法)

委託者は、管理委託契約の締結に当たり、受託者の同意を得て、この約款に定める受託者の権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。

#### 第18条 (財務諸表等の提供)

受託者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、インターネットによる公開の方法により委託者に提供するものとする。

#### 第19条 (準拠法及び管轄)

1 管理委託契約は日本法を準拠法とするものとする。

2 委託者及び受託者は、管理委託契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附 則

第1条 この約款は、2009年7月1日から実施する。